

平成30年4月以降の 要介護認定等について

要介護認定に係る認定審査会の簡素化について

簡素化対象要件

以下の6要件のすべてに合致する者について、認定審査会の簡素化を可能とする。

【条件①】 第1号被保険者である

【条件②】 更新申請である

【条件③】 コンピュータ判定結果の要介護度が、前回認定結果の要介護度と一致している

【条件④】 前回認定の有効期間が12か月以上である

【条件⑤】 コンピュータ判定結果が要介護1または要支援2の者の場合は、今回の状態安定性判定ロジックで「安定」と判定されている

【条件⑥】 コンピュータ判定結果の要介護認定等基準時間が「一段階重い要介護度に達するまで3分以内（重度化キワ3分以内）」ではない

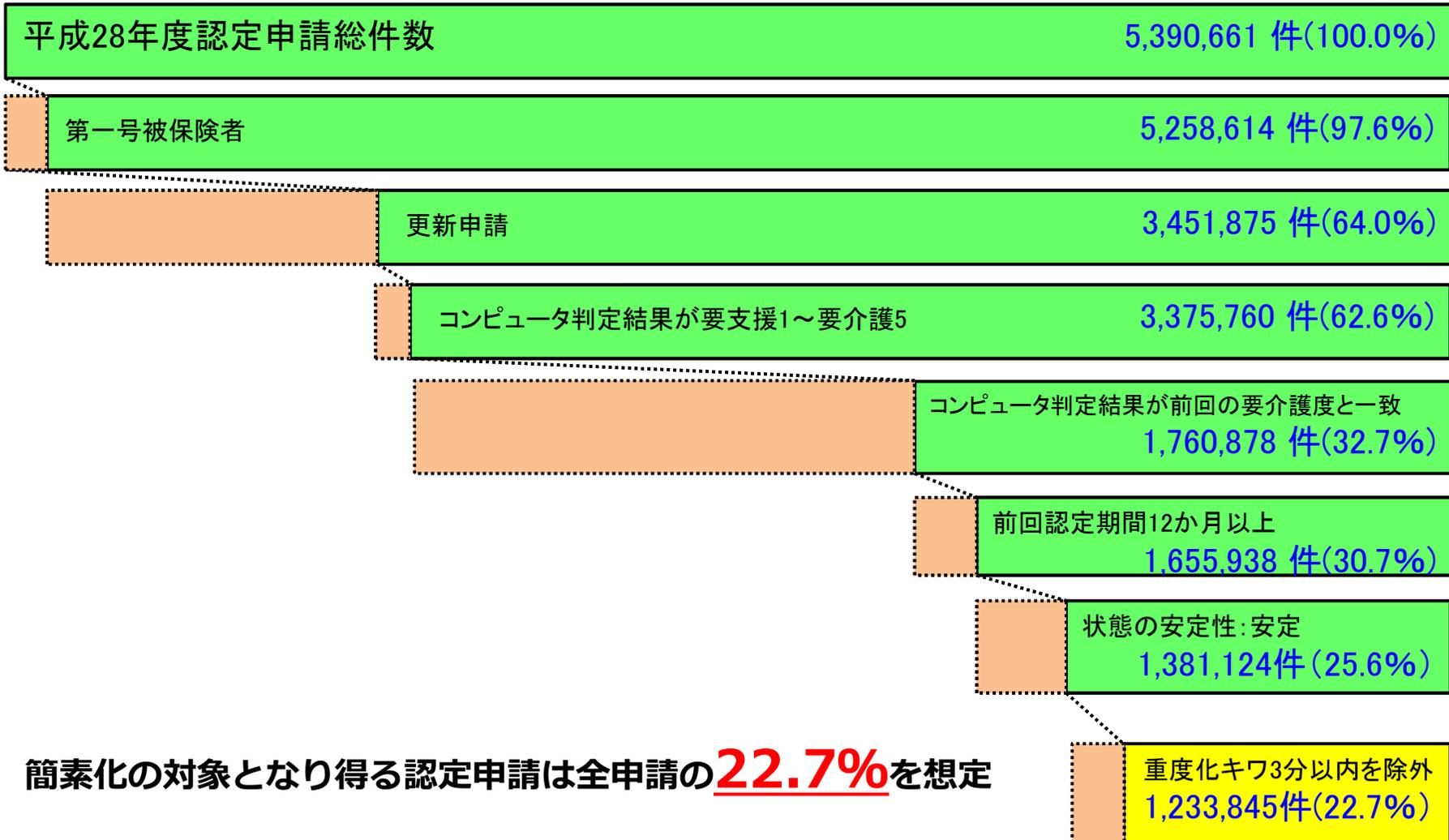
要介護認定に係る認定審査会の簡素化について

簡素化についての考え方

- 簡素化の具体的な方法については、保険者において決定するが、少なくとも審査会の開催自体は実施することが適当。
- ①～⑥の条件に合致する者であっても、各保険者の判断により審査会を簡素化せずに実施することは妨げられない。
また、保険者により①～⑥に加えて新たな要件を設けることも差し支えない。
(例：コンピュータ判定結果が要支援2/要介護1の者については、状態の安定性に関わらず簡素化しないこととする 等)
- 認定審査会を簡素化して実施した場合も、介護保険法第27条第4項等に定める審査会への審査判定の求め及び同条第5項に定める審査会による審査判定を実施した扱いとなる。

簡素化対象となる認定申請件数

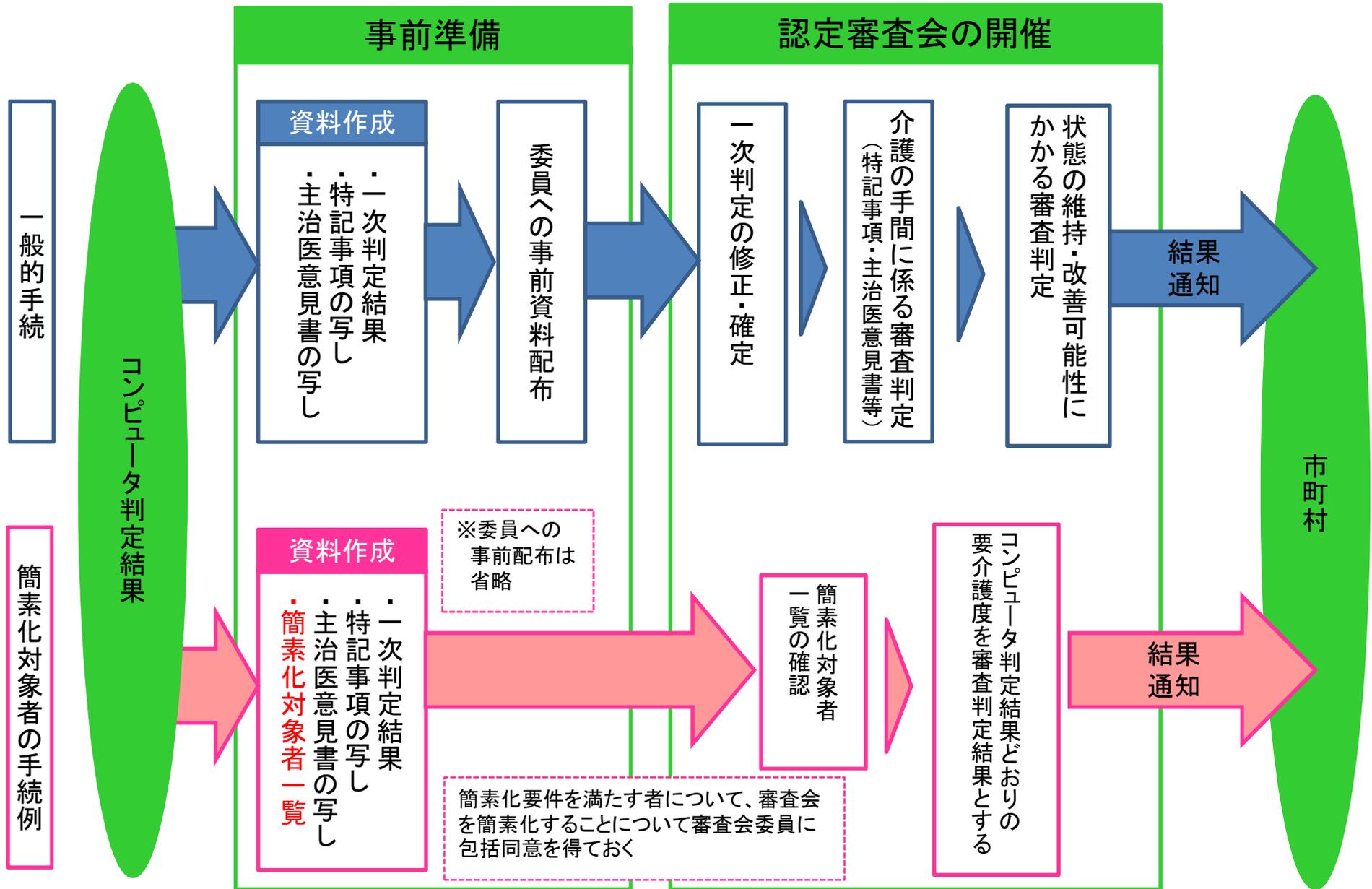
簡素化対象となるケースの全体の申請件数に占める割合は以下の通り。



簡素化の対象となり得る認定申請は全申請の**22.7%**を想定

要件該当者の「コンピュータ判定→二次判定」の要介護度一致率は**97.1%**

認定審査会簡素化の例



改正事項について

今般の見直しに伴い、3月中に通知等の改正を行う。

○老健局長通知「要介護認定等の実施について」

- ・別添1-1「要介護認定申請書」に転入者向けに転出元自治体の要介護認定結果の記入欄を追加
- ・別添1-1（同上）及び別添1-2「区分変更申請書」の提出代行者名称欄に「介護医療院」を追加
- ・別添2 a「認定調査票（概況調査）」のⅢの「在宅利用」欄の「(介護予防)短期入所療養介護(老健・診療所)」を「(介護予防)短期入所療養介護(療養ショート)」に変更、「施設利用」欄に「介護医療院」を追加
- ・別添3「主治医意見書」の3の(3)の項目名「認知症の周辺症状」を「認知症の行動・心理症状（BPSD）」に変更

○老健局長通知「介護認定審査会の運営について」

- ・末尾に新項目「5 認定審査会の簡素化」の項目を設け、簡素化要件を規定

○認定テキスト改訂（認定テキスト2009改訂版 平成30年4月）

- ・認定調査員テキスト2009改訂版158頁の認定調査票（概況調査）について、通知に定める様式改正
- ・介護認定審査会委員テキスト2009改訂版5頁、14頁の末尾に審査会の簡素化について追記
- ・介護認定審査会委員テキスト2009改訂版30頁表7-1の認定有効期間を変更、表7-2を削除

○認定ソフト2009の改修（認定ソフト2018）

- ・簡素化の可否表示機能，簡素化対象者リスト作成機能等簡素化実施に伴う改修
- ・平成30年8月以降、認定データを国保連経由で提出することとなることに伴う改修 等